

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」検討の論点について

テーマ別部会では、第 2 回部会（3/27）での議論に向けて、各委員から論点や意見の提出を求めた（求めた意見内容及び意見は資料 2 - 1 補足を参照）。

本資料は、委員から寄せられた論点案、意見を踏まえ、部会長等が今後の部会での検討の論点案をとりまとめたものです。

< 目次 >

1. 環境・利用部会の論点	1
自然環境班	1
水質班	12
利用班	13
2. 治水部会の論点	15
3. 利水部会の議論の進め方および論点	16
4. 住民参加部会の論点	18

1. 環境・利用部会の論点

< 自然環境班 >

提言内容および説明資料（第 1 稿）で気付いた点

用語説明が必要。お互いに違った意味で使用している可能性があるから。

例：ビオトープ、ワンド、河川レンジャー、移行帯、既設ダム、堰など。

自然環境班の論点

	提言	論点(案)
計画のあり方、整備内容	<p>3 - 2 新たな河川環境の理念</p> <p>現状認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然生態系は大きく破壊され、人そのものの生存すら危惧される状態 ・一つの要素に対する影響は連鎖的に他の要素にも影響を及ぼす ・健全な生態系なくして人類の未来はない ・河川・湖沼の環境悪化が歴史・文化的環境をも大きく劣化させ、将来における人の生存基盤を脅かすに至っている <p>理念転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これ以上生物種を減少させない」、「人間生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない」の決意で、河川環境を保全・回復 ・さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む ・川に親しみ、川に学べる「美しい風景」、「きれいな水」、「豊かな生物の生息」など、「魅力ある川」をこの水系各地に実現 ・治水・利水・利用事業においても、「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」に転換する ・人間は、自然が自然を、川が川を創る手助けをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・理念は概ね反映されていると考えてよいか
	<p>4 - 2 河川環境計画のあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境悪化の要因は、人間の活動、河川整備、河川管理、および複合的なものであり、これらを極力除去 ・1960年代は、多様な生態機能を発揮する移行帯、ダイナミックに変化する自然の中での多様な生物、変化に富む水辺、豊富な漁獲、水辺の遊びなどが存在 ・今後の河川整備の目標として1960年代前半頃までの河川環境を強く意識 	
	<p>(2) 河川環境計画策定上の留意事項</p> <p>1) 川や湖の自然のダイナミズムを許容する河川整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然のリズムに従った水位操作 ・河川の縦断・横断方向の連続性回復 ・ダム、堰で遮断された土砂の供給を回復 ・なだらかな水陸移行帯の保全、修復 ・琵琶湖の湿地、内湖の環境改善、復元 ・琵琶湖の健全な水循環の保障 ・ダム、堰における連続性の確保（魚道の設置、堰の撤去など） ・河口域での土砂供給管理による干潟再生 <p>2) 多自然型川づくりからの脱却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攪乱、連続性、河道形態の多様性の復元による生態系回復 ・「川が川を創る」のを人が手伝うとの認識 ・順応的対応（モニタリングの実施など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに具体化が必要な項目があるか ・整備内容のメニューはこれでよいか（追加、削除など）

注：説明資料内容について、委員からの意見を踏まえた追加項目案をゴシック斜体 + 波下線で示しています。

説明資料 (p.1~2、 p.4~10)	
3 . 河川整備の基本的な考え方 4 . 河川整備の方針	5 . 具体の整備内容
<p>3 . 河川整備の基本的な考え方</p> <p>2) 琵琶湖の水の利用、水位の操作が流域発展を支えるとともに、環境変化の要因に。このため河川環境の観点から、琵琶湖の水位を水利用と調和をはかりつつ保持することが求められている。</p> <p>3) 利水、治水のための河川整備は河川環境等に影響を与えている。ダム建設は地域社会に大きな影響を与えた。</p> <p>4) 急激な社会に伴いあらゆる人間活動が水循環系に対して変化を与え、河川の治水、利水、環境に影響を与えている。</p> <p>6) 河川環境にこれまで及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る。</p> <p>6) 利用者の理解を得ながら「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河川環境を損なう利用の是正」を図る。</p> <p><u>7) 情報の共有と住民参加、協働による取組を推進する。</u></p> <p><u>8) 具体の整備項目について、重点かつ可能な項目のリストを作成し、検討する。</u></p> <p><u>9) コスト・ベネフィット比 (c/b) を極力小さくする。</u></p> <p><u>10) 事業の評価と改善のためのフィードバックを行う。</u></p>	
<p>4.2 河川環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの社会活動、河川の整備や利用が淀川水系に与えてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の修復を図る ・河川環境の保全、再生に際しては、モニタリングを行い、フィードバックをしながら進める ・<u>自然環境が良好な生態系を極力保存すると共に検証し、それを参考にして生態系の回復を計る。</u> 	<p>5.2 河川環境</p>
<p>4.2.1 河川形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断方向及び縦断方向の連続性の修復と、多様な形状を持つ河道の復元 ・瀬と淵、砂州などの河川形状や狭窄部はできるだけ人為的な手を加えずに保全する ・横断方向は、堤防の緩傾斜化、高水敷の切り下げ、水辺移行帯を設けるなど、水際の改善を行う。 ・縦断方向は、河川横断工作物の改築・新設を検討。堤内地側の樹林帯の整備 ・<u>川に川を創ってもらう技術の開発</u> 	<p>5.2.1 河川形状</p> <p>(1) モニタリングの実施及び生態系の評価</p> <p>1) 横断及び縦断方向の河川形状修復に伴う、生物環境のモニタリング・評価</p> <p>(2) 横断方向の河川形状の修復</p> <p>1) 横断方向の河川形状の修復の実施 ワンド・たまり／ヨシ原／水辺移行帯／汽水域干潟・ヨシ原</p> <p>2) 横断方向の河川形状の修復の検討 ワンド・たまり／水辺移行帯／汽水域干潟・ヨシ原／内湖、湿地帯</p> <p>(3) 縦断方向の河川形状の修復</p> <p>1) 縦断方向の河川形状の修復の実施</p> <p>2) 縦断方向の河川形状の修復の検討 魚類の遡上・降下に配慮した構造改善 河川と支川との連続性確保のための構造改善</p>

	提言	論点(案)
計画のあり方、整備内容	<p>3)「河川環境自然再生化計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1960 年代前半頃の河川状態の検証 ・ 各河川の個性に基づいた河川環境保全と回復の目標設定 ・ 生物あるいは生物群集の回復を図る。 ・ 生物の生息空間の回復を図る。 ・ 生息空間の機能回復：水位・流量・水温の変化・流砂・土砂供給などの回復を図る。 ・ 自然のよく残っている近隣河川の状況を参考にする。 ・ 上流または下流の自然のよく残っている個所を参考にする。 	

注：説明資料内容について、委員からの意見を踏まえた追加項目案をゴシック斜体 + 波下線で示しています。

説明資料 (p.1~2、p.4~10)	
<p>3 . 河川整備の基本的な考え方 4 . 河川整備の方針</p>	<p>5 . 具体の整備内容</p>
<p>4.2.5 土砂 ・横断工作物における土砂移動の連続性を確保するための方策を講じ、河床の改善や復元を図るよう検討</p>	<p>5.2.5 土砂 (1) モニタリングの実施 1) 河床材料・形状及び土砂動態のモニタリングの実施及び土砂管理の検討 (2) 土砂移動の連続性確保 (既存ダム)</p>
<p>4.6.2 既設ダム ・土砂移動の連続性確保の方策を講じ、河床の改善や復元を図る検討</p>	<p>5.6.1 既設ダム (7) 土砂移動の連続性確保 天ヶ瀬／高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知／日吉／一庫</p>
<p>4.2.6 生態系 ・<u>順応的管理に基づいた</u>モニタリングの実施 ・河川の横断・縦断方向に連続性を持った水辺の生息・生育環境を確保 ・生物に配慮した水位管理や水量管理を検討 ・外来種対策</p>	<p>5.2.6 生態系 (1) <u>順応的</u>モニタリングの実施及び生態系の評価 (2) 固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生 1) 生息・生育環境の保全及び再生の実施 ワンド・たまり／ヨシ原／水辺移行帯／汽水域 干潟・ヨシ原／砂州 井堰の魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の実施 オオサンショウウオの生息環境の保全 2) 生息・生育環境の保全及び再生の検討 ワンド・たまり／ヨシ原／水辺移行帯／汽水域 干潟・ヨシ原／竹林 既設ダム、井堰の魚類の遡上・降下に配慮した構造改善の実施 平常時の水位操作の試行 生息・生育環境保全・再生のための水位管理維持流量の諸調査の実施、及び検討</p>
<p>4.6.2 既設ダム ・魚類等の遡上、降下が容易にできる施設の検討 ・<u>2つの堰の機能の活用</u></p>	<p>(3) 外来種対策の推進 1) 関係機関等との連携推進 2) 外来種のリリース禁止などの自治体の条例制定に向けた調整・協議</p> <p>5.6.1 既設ダム (5) 既設ダムにおける魚類等の遡上・降下に配慮した構造改善の検討 天ヶ瀬／高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知／日吉／一庫</p>

	提言	論点(案)
計画のあり方 整備内容	<p>(3) 水位・水流と生物の生息環境</p> <p>1) 水位管理のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川、湖の環境保全と回復を重視」し、現行の水位操作規則を見直し(弾力的運用など) ・操作規則の定期的見直し(例えば5年) <p>2) 琵琶湖の水位管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系保全に最大限配慮した水位管理の再構築 ・琵琶湖の水位操作規則について、調査・検討、試験的運用を実施し見直す ・常時満水位 洪水期制限水位への移行時期、水位、低下速度 ・下流水位の変化速度等を考慮した瀬田川洗堰の水位操作 ・冬場の高水位によるヨシ川への影響 <p>3) ダム・堰の水位管理</p> <p>治水、利水への影響も含めて調査・検討、試験的運用を実施し、見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質・水温 ・ダム放流のあり方、下流の水位変化 ・河川水位、濁水、水位変化の速度 ・中小規模洪水の放流および手法 ・ダムからの土砂輸送等による下流への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに具体化すべき事項があるかどうか
	<p>4) 淀川大堰の水位管理</p> <p>水質改善、生態系保全、汽水域の干潟の保全等</p> <p>5) 水位管理の検討、知見の蓄積と今後の管理のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖、ダムの水位管理の検討、見直しに際して河川環境、治水、利水への影響の把握 ・環境保全に資する水位操作規則の確立のためのモニタリングと定期的見直し ・必ずしも十分な知見がない事項についての調査の実施 ・各ダムの目的や地域特性、流域全体の水、土砂管理の考慮 	

注：説明資料内容について、委員からの意見を踏まえた追加項目案をゴシック斜体 + 波下線で示しています。

説明資料 (p.1 ~ 2、 p.4 ~ 10)	
<p>3 . 河川整備の基本的な考え方 4 . 河川整備の方針</p> <p>4 . 2 . 2 水位 ・治水・利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの運用の見直しを検討 ・河川形状の修復 ・堰の水位操作の見直しに際しては、試験運用を行いながら、モニタリング及び評価を実施 ・琵琶湖は、生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作について検討</p> <p>4 . 2 . 3 水量 ・できるだけ自然流況に近い流量が流れるよう、ダム・堰等の運用を改善し、水位変動や攪乱の増大等を図るため検討 ・汽水域の環境を考慮した維持流量の検討 ・洪水のあと急激な水位低下が生じない運用操作を検討、実施（瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流） ・河川の攪乱機能の復元に向けた試験放流において、モニタリング及び評価</p> <p>4 . 6 . 2 既設ダム ・治水・利水への影響を考慮した上で、自然に近い流量が流れるよう、ダム運用を改善、水位変動や攪乱の増大等の検討 ・土砂移動の連続性確保の方策を講じ、河床の改善や復元を図る検討</p> <p>4 . 6 . 3 各ダムの整備の方針 (4) 丹生ダム 2) 琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響を軽減するための容量の確保を検討する。</p>	<p>5 . 具体の整備内容</p> <p>5 . 2 . 2 水位 (1) 平常時に、低い水位を維持するとともに出水変動に応じた水位操作の試行（淀川大堰） (2) 生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作の検討（瀬田川洗堰） (3) 横断方向の河川形状の修復</p> <p>5 . 2 . 3 水量 (1) 水位変動や攪乱の増大を図るための、ダム・堰の運用に関する検討及び試験運用の実施 (2) 維持流量の諸調査の実施、及び検討（新淀川） (3) 下流における急激な水位低下が生じないダム・堰の運用操作の実施（瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム）</p> <p>5 . 6 . 1 既設ダム (1) 非洪水期から洪水期の移行期間等において攪乱機能を発生させる放流方式を検討 (4) 下流に急激な水位低下が生じないダムの運用操作の実施 ・天ヶ瀬</p> <p>5 . 6 . 2 各ダムの整備内容 (4) 丹生ダム （上記ダムの計画内容の見直しについてはできるだけ早期に完了し、河川整備計画原案に反映させる予定）</p>

	提言		論点(案)
計画のあり方、整備内容	<p>(4) 流域の一体的な水環境を実現する水質管理</p> <p>1) 水質の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公害の時代」の水量管理から「環境の時代」の水質管理へ ・「肌に触れ、戯れうる水」の観点で水質のあり方を検討する ・地域特性に応じた管理のあり方検討 ・豊かな生態系を維持する水環境を創造できる新たな水質管理の仕組み <p>2) 汚濁の質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質消費に対応できる監視体制づくり ・総負荷管理を前提とした水質管理体制 ・分流式下水道への転換、道路排水対策など ・多くの場面で行政、住民、企業が一体となって取り組む体制確立 <p>3) 統合的な流域水質管理システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の水質環境基準以外の有毒・有害な化学物質の動態把握 ・統合的な流域水質管理システムの構築 ・汚濁に対する新たな計測技術システムの開発 ・住民を含めた情報の共有システムの構築 <p>4) 回復のプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域関係者が一体的に回復のプロセスを共有することが重要 ・水質管理システム強化における住民参加の推進 ・自浄機能の向上と機能保持のための恒常的管理体制 ・上記の一環としての流域内の生体量、環境要素群の現存量、変化速度に関する総合調査 	▶	<ul style="list-style-type: none"> ・どこで新たな水質目標は設置されるのか ・住民を巻き込んだ情報共有のしくみは ・協議会について、さらに具体化を検討するか

注：説明資料内容について、委員からの意見を踏まえた追加項目案をゴシック斜体+波下線で示しています。

説明資料 (p.1~2、p.4~10)	
<p>3 . 河川整備の基本的な考え方 4 . 河川整備の方針</p>	<p>5 . 具体の整備内容</p>
<p>4.2.4 水質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内での浄化対策には限界があり、流域から流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進める必要 ・新たな河川水質の目標設定と監視の強化 ・自治体、関係機関、住民と連携し、総負荷量管理を図る組織の設立 ・水質モニタリングの支援体制の確立 ・水質保全対策の継続的な取り組み ・ダム放流水の水温の改善対策 ・流水保全水路の効果の調査、検討の継続 <p><u>・濁水防止</u> <u>・水環境回復プロセスの調査および活用</u></p>	<p>5.2.4 水質</p> <p>(1) 下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水質の流域内監視体制の整備 2) 河川流入総負荷量管理の実施方策 3) 積極的な住民参加を促すための取組 4) 水質事故の防止・対処の取組の強化 <p>(2) 琵琶湖の水質保全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>水質保全機能の高い</u>水辺移行帯(内湖・湿地を含む) <u>復元のための</u>調査・検討・試験施工の <u>実施施工および復元</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2) <u>家棟川ピオトープ整備及びそのモニタリングの継続実施</u> (5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工へ移動)</p> </div> <p>(3) ダム湖の水質保全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選択取水の実施 2) 選択取水施設の検討 3) 深層曝気の実施 4) 深層曝気の検討 <p>(4) 河川の水質保全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流水保全水路整備事業については、継続して調査及び検討 2) 底質モニタリングを実施し、有害化学物質対策や底質改善対策を検討 <p>5.6.1 既設ダム</p> <p>(6) ダム湖の水質保全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選択取水の実施(布目、比奈地、日吉、一庫) 2) 選択取水施設の検討(高山、青蓮寺、室生) 3) 深層曝気の実施(高山、布目、比奈知、日吉、一庫) 4) 深層曝気の検討(青蓮寺、室生)
<p>4.6.2 既設ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖の汚濁メカニズムの調査検討を踏まえ、継続的な各種水質保全 対策の取り組み ・ダム放流水の水温は、下流への影響を勘案して改善対策を実施 	

	提言	論点(案)
計画のあり方、整備内容	提言には記載無し	<ul style="list-style-type: none"> ・この内容でよいか
	提言には記載無し(理念転換、治水の章に記載有り)	<ul style="list-style-type: none"> ・この内容でよいか



注：説明資料内容について、委員からの意見を踏まえた追加項目案をゴシック斜体+波下線で示しています。

説明資料 (p.1~2、p.4~10)	
<p>3 . 河川整備の基本的な考え方 4 . 河川整備の方針</p> <p>4.2.7 景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の新設、改築にあたり、景観の観点からのアセスメント実施 ・事業者に対して、景観の観点からのアセスメントの実施を指導 ・ダム貯水池法面の裸地の緑化対策 <p>4.6.2 既設ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム貯水池法面の裸地の緑化対策の取り組み 	<p>5 . 具体の整備内容</p> <p>5.2.7 景観</p> <p>(1) 新設・改築する治水施設などにおける周辺の景観との調和の検討と指導の実施</p> <p>(2) ダム貯水池の法面における裸地対策の試験施工の実施</p> <p>5.6.1 既設ダム</p> <p>(8) ダム貯水池の法面における裸地対策の試験施工の実施 高山／一庫</p>
<p>4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸工事に当たって、縦断方向及び横断方向の河川形状が不連続とならないように施工する ・河岸の保持のため低水護岸を施工する場合は、生物の生息・生育を配慮した工法を採用する ・仮設工作物及び施工機械、施工時期等は、生物の生息・生育環境への影響を少なくする ・工事により発生する濁水は、生物の生息・生育条件に影響を与えない配慮 ・河川工事のための輸送手段としての舟運や緊急用河川敷道路の活用 ・土砂仮置場の堤内地での確保、河川敷内仮置き箇所・面積の縮小、工事用道路の既存土の活用等 ・<u>生態系の影響を最小にするための工法の開発と実施</u> ・<u>河辺林の保全および在来植物の植栽</u> 	<p>5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物に配慮した低水護岸工法の採用 ・生態系に配慮した施工時期 ・現況の植生を考慮した必要最小限の工事用道路の設置 ・工事中の濁水流入防止措置 ・振動や騒音を最小限に抑える施工機械の使用 ・舟運等を活用した土砂輸送の検討 ・土砂仮置場を堤内地に確保 ・仮置き箇所面積の縮小 ・生態系に関する事前・事後調査の実施”

<水質班>

水質班論点

(1) 全体的な方向性について

- 河川整備計画のなかに、提言で述べている「水質を監視、管理する」という方向性が出されているのか

(2) 水質の目標について

- 具体的な目標の設定の可否
- 具体的なイメージ：全体的な目標、河川管理における目標等
肌に触れ、戯れうる水 豊かな生態系を維持、等
- 設定の仕組み（誰が、どのように決めるか等）

(3) 住民を巻き込んだ情報共有について

- 具体的なイメージ
- 統合的流域水質管理システムの構築
- 役割分担（河川管理者、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）、住民、自治体等が行うべきこと等）

(4) 施策の具体的検討

- 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）：
- 琵琶湖の水質保全対策：水辺移行帯、ビオトープの効果、代替案等
- ダム湖の水質保全対策：効果、代替案等
- 河川の水質保全対策：効果、代替案等
- 流水保全水路の意義、効果の評価

(5) その他

- 利水面から見た水質の検討（利水部会との連携）
- 地域性特性に応じた管理のあり方

以上

< 利用班 >

(1) 利用に関する検討のメモ

考え方

各検討事項の優先順位をどう考えるか、どこまで関わるか

検討順位

1. 当面、早急に検討を要する事項はなにか
 - ・ 早急に対策実施が必要な事項は？
 - ・ 早急に方針決定が必要な事項は？
 - ・ 処理のスケジュールは？
2. 上記以外の事項の取り扱い

整備計画の内容にどこまで関わるのか

整備計画の実施状況あるいはその結果にどう関わるのか

検討事項

- I. 提言書の項目（大項目のみ）
 1. 現状認識
 2. 理念
 3. 計画のあり方
 - ・ 基本的な考え方
 - ・ 水域利用
 - ・ 水陸移行帯利用
 - ・ 高水敷
 - ・ 堤外民地の解消・不法占拠
 - ・ 産業的な利用
 - 1) 舟運
 - 2) 漁業
 - 3) 砂利採取
 - ・ 諸権利
- II. 整備計画説明資料（大項目のみ）
 1. 水面
 2. 河川敷
 3. 舟運

今後のスケジュール

(2) 論点

- ① 提言で示した理念「河川生態系と共生する利用」「川でなければできない利用」を重視、
が反映されているか
→「河川環境の保全を基本とした利用を促進」「河川環境を損なう利用の是正」を図る基
本的な考え方で良いか
- ② 水面利用
 - ・ 釣りに関する考え方は？何らかの規制を設けるべきでは？
 - ・ 水面利用に関するゾーニングに言及すべきでは？
 - ・ 「泳げる川、遊べる川の復活」は実現されるか？（提言より）
- ③ 水陸移行帯利用
 - ・ 水陸移行帯の利用について制限を設けるべきでは？（提言より）
提言）水陸移行帯の区分の設置とその利用の制限
- ④ 河川敷利用
 - ・ ゴルフ場やグラウンドについて「縮小を基本」とする方向性を徹底させるべきでは？（提
言より）
 - － 個々の地域で異なるため、河川利用委員会（仮称）の判断にまかせるべき
 - － 縮小を基本、という方針は徹底させるべき
 - ・ 長期的に堤内に移行させるための方策を設けるべきでは？（提言より）
 - － 河川敷占用解消計画を河川ごとに計画策定する など
 - ・ 運動施設の新規整備の原則禁止をどのように織り込むべきか？（提言より）
 - ・ 河川利用委員会の具体化
- ⑤ 漁業
 - ・ 漁業についてどのように原案に位置づけるか
 - － 積極的に位置づけるべき
 - － 環境への影響を検討し、条件を検討して位置づけるべき

2. 治水部会の論点

(1) 提言に示された新たな理念をどう評価するか。

- ・「超過洪水を考慮した治水」をどう評価するか。
- ・「自然環境を考慮した治水」をどう評価するか。
- ・「地域特性に応じた治水安全度の確保」をどう評価するか。
- ・環境・利水・利用を含めた視野で計画を立案・実施しそれを貫こうとする「総合的な視点」が、計画内容のなかにどのように活かされているか。
- ・説明資料の3章の強化。提言の3章を受けて強化する必要がある。現状認識について述べ、具体的な方策が4項目あげられているが、整備の理念については説明不足である。等

(2) 「治水計画のあり方」についての提言をどう評価するか。

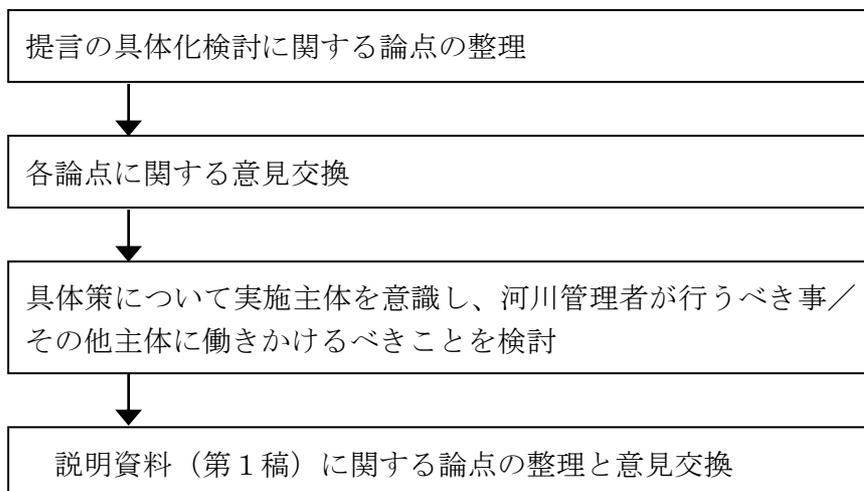
- ・「超過洪水を考慮した治水計画」をどう評価するか。
- ・「自然環境を考慮した治水計画」をどう評価するか。
- ・「地域特性に応じた治水安全度の確保」をどう評価するか。
- ・提言の理念の自然環境を考慮した治水計画に対応する内容を4章および5章で記述すべき。
- ・「河道」と「ダム」による対応方法だけでは無く、もっと「統合的」な対応方法を含めた総合治水の立場から検討を行うべき。等

(3) 河川管理者が示した整備計画の具体的内容について伺いたい。

- ・提言を受け入れた「新たな計画」あるいは「変更した計画」はなにか。
- ・提言を受け入れられなかった計画はなにか。また、その理由はなにか。
- ・提言の理念の自然環境を考慮した治水計画に対応する内容を4章および5章で記述すべき。
- ・「河道」と「ダム」による対応方法だけでは無く、もっと「統合的」な対応方法を含めた総合治水の立場から検討を行うべき。
- ・流出土砂災害対策について。4.3.1 洪水について、(2)の浸水被害の軽減の所かあるいは地域特性に応じた治水対策に追加すべき。洪水は言うまでもなく、水、土砂礫、流木の混合物であり、特に山地域においては流出土砂が被害を甚大なものにする。説明資料では何ら触れられていない。等

3. 利水部会の議論の進め方および論点

(1) 議論の進め方、枠組み



(2) 水需要管理の具体化検討に関する論点

水需要管理の目標は？

水需要管理を進める大きな施策として提言に付け加えるべき施策はあるか？：確認
(提言内容)

- ・精度の高い水需要予測
- ・節水・再利用・雨水等の利用
- ・用途変更
- ・環境流量
- ・水需要管理協議会
- ・順応的な水需要管理

各施策における具体的な内容は？

○精度の高い水需要予測

- ・具体的な方策
 - ・乖離の実態とその要因
 - ・予測のあり方（事業者ではない第3者が予測等）
- ・具体的な方策の実施主体と河川管理者が行うべきこと

○節水・再利用・雨水等の利用

- ・具体的な方策
 - ・通常節水の実施（節水コマ、節水トイレ等の義務化）

- ・雨水、中水利用の具体化
- ・具体的な方策の実施主体と河川管理者が行うべきこと

○用途変更

- ・具体的な方策
 - ・水利権の実態把握のあり方
 - ・用途変更の可能性
- ・具体的な方策の実施主体と河川管理者が行うべきこと
 - ・誰がどのようにやるのか（自治体間の用途変更）

○環境流量

- ・環境流量の考え方（河川維持用水との比較においてどれくらいの流量をどうやって確保するのか）
- ・河川管理者が行うべきこと

○水需要管理協議会

- ・具体的な方策
 - ・河川管理者をバックアップする民間の組織

○順応的な水需要管理

- ・具体的な方策
- ・具体的な方策の実施主体と河川管理者が行うべきこと

○その他

- ・水需要の効率化（料金政策、水圧コントロール、漏水、ダムの操作規則等）

（ 3 ）安定供給と水需要管理

（ 4 ）安全、安心と利水

（ 5 ）提言具体化に際して実態把握等に必要な資料（河川管理者に提供頂きたい資料等）

- ・淀川水系の全体の水収支を示す資料
- ・水需要の実態（取水量）と需要予測の関係（現状）
- ・水需要の実態（取水量）と水利権（上水、工水、農業用水）について（現状）
- ・提言で示した内容について河川管理者から見た、できること、できないことの区別

4．住民参加部会の論点について

(1) 計画策定、推進(4.1、5.1)

<論点>

- ・計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか
- ・河川レンジャーの位置づけはこれで良いか
- ・河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか(特に川や水に関心をもっていない若者や子どもたちにどう発信するか)
- ・住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般化していくにはどうしたらよいか。

参考：計画策定、推進に関する説明資料内容(5.1 具体の整備内容：説明資料P3)

①計画の進捗チェック、見直し

②情報の共有と公開、住民との連携、関係団体・自治体・他省庁との連携

- ・河川レンジャーについて(活動内容、活動拠点)
- ・計画の実施にあたり、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)と相互に連携

(2) 環境分野

<論点>

- ・住民との連携はこれで良いか(モニタリングにおける住民との協働、情報共有のあり方等、行政がもっていて開示すべき情報(科学的知識や法制度的知識)と、住民が知っている情報(経験的知識や生活的恵知)のすりあわせあり方)
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか
- ・環境学習の位置付けは(自ら学ぶ環境学習へ向けた教材・素材の開発)

参考：説明資料内容(具体の整備内容より：説明資料P7)

- ・水質について、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)(自治体、関係省庁、住民代表から構成される)の設立を検討

(3) 治水分野

<論点>

- ・「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは(沿川住民における自衛のあり方等)、そのための自治体、企業の役割は
- ・住民との連携について必要な事項はないか(どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・自治体、関係機関との連携はこれで良いか

参考：説明資料内容(具体の整備内容より：説明資料P11～)

- ・自治体への洪水情報提供
- ・自治体のハザードマップ作成支援
- ・洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）（沿川自治体により構成）を設置
- ・猪名川では総合治水対策協議会（沿川自治体により構成）にて対策検討
- ・各種出水対策
 - ・洪水、高潮の恐れの場合、水防警報を発令し、関係水防管理団体、関係行政機関等に警報事項を通知
 - ・水防連絡会開催や府県、市町村、河川管理者共同の水防演習

（４）利水分野

<論点>

- ・水需要管理・節水社会づくりに向けた住民の役割とは
- ・住民との連携について必要な事項はないか（水利用に直接関わる人のライフスタイル転換のための指針、推進団体の設置、など）
- ・節水型産業社会づくりをどうすすめるか
- ・自治体、関係機関との連携はどうすすめるのか

参考：説明資料内容（具体の整備内容より：説明資料P 2 2）

- ・利水者の水需要の精査確認
- ・利水者間の用途転用の際の関係機関との連絡調整
- ・渇水対策会議を改正（平常時から水利用に関する情報交換や水需要抑制策について具体的方策を協議）

（５）利用分野

<論点>

- ・住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは
- ・住民との連携をどう推進するか
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか

参考：説明資料内容（具体の整備内容より：説明資料P 2 3～）

- ・水面：既存の淀川水面利用協議会等を活用し、利用ルールの策定、規制の実施、検討
 - ・水上オートバイの利用規制について瀬田川で滋賀県条例と連携し、利用規制を検討、規制区域を設定
 - ・船舶等の通航規制について、滋賀地域の瀬田川で滋賀県条例等での航行制限区域の変更を検討しているので策定に積極的に参加
- ・河川敷
 - ・ゴルフ場、公園等占用施設について、地域毎に河川利用委員会（仮称）（学識経験者、沿川自治体等関係機関、地域住民で構成）を設置
 - ・ホームレスの対応について関係省庁、関係自治体と一体となった対策を推進

(6) ダム

< 論点 >

- ・ ダムの計画実施における判断決定の第3者機関の設置の方法
- ・ 住民との連携のあり方（ダムについて理解を深めるための取り組み、住民団体、地域組織等と情報共有しながらの精査、確認と結果の周知徹底等）